

流通改善ガイドラインの遵守状況のフォローアップについて

厚生労働省医政局

医薬産業振興・医療情報企画課流通指導室

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

流通改善ガイドラインの遵守状況のフォローアップについて

1. 経緯

- 令和6年3月に改訂された流通改善ガイドラインにおいては、遵守状況の確認として、「単品単価交渉の状況等については、流改懇とともに中央社会保険医療協議会にも報告する。」こととされている。
- 流通関係者に対して、流通改善ガイドラインの遵守状況を確認するとともに、これらの情報を集計し、遵守状況の推移を継続して分析することで、改善の状況を客観的に把握するとともに、特に改善がみられない事項については、更なる対応を実施していくこととする。

流通改善ガイドラインの遵守状況のフォローアップについて

2. フォローアップの内容

- 対象期間：未定
- 内容：主に令和6年3月に改訂された事項を中心にアンケートを実施する。
 - ・製造販売業者へのアンケート：仕切価の設定等の在り方に関する状況→実施済み
 - ・卸売販売業者へのアンケート：カテゴリごとの単品単価交渉の実施状況
 - 総値引率用いた交渉の状況
 - ベンチマークとして全国最低価格に相当する価格を用いた交渉の状況
 - ・購入者側（医療機関・保険薬局）へのアンケート
 - ：一社流通を行う医薬品メーカー・卸売販売業者の情報提供の実施状況
- 方法：アンケート対象者は、それぞれ個社単位で選定し、アンケートを実施する。
 - 卸売販売業者 → ○社（未定）
 - 購入者側（医療機関、保険薬局） → それぞれ○施設（未定）ずつ
- 実施時期：未定

アンケート調査表のイメージ

医薬品卸売販売業者へのアンケート

○ 医薬品卸売販売業者の取引状況の確認

1.	取引施設数 (※1、2)			
2.	カテゴリごとの単品単価交渉の実施状況	(1)~(7)の品目の取引施設数	内、単品単価交渉を実施している施設数 (※3、4)	単品単価交渉率
(1)	基礎的医薬品			#DIV/0!
(2)	安定確保医薬品 (カテゴリ-A)			#DIV/0!
(3)	不採算品再算定品			#DIV/0!
(4)	血液製剤			#DIV/0!
(5)	麻薬、覚醒剤及び覚醒剤原料			#DIV/0!
(6)	新薬創出等加算品			#DIV/0!
(7)	上記以外の品目			#DIV/0!
3.	取引施設の内、「総値引率」(※5)を用いている施設数	該当する施設数	上記1の内、 該当する施設数の割合	#DIV/0!
4.	取引施設の内、「ベンチマークとして全国最低価格に相当する価格」を用いていると思われる施設数			#DIV/0!

※1 取引施設数とは、1施設(医療機関・保険薬局)につき1件とし、仮に複数回の契約や取引を行っていても1件とする。

※2 ① 最終親会社、② 最終親会社の子会社、③ 最終親会社の関連会社 ④ ①~③とフランチャイズ契約(ボランティア契約は含まない)を締結している会社を同一グループとして1施設とする。

※3 カテゴリ内で複数の品目の取引がある場合、その大半の品目を単品単価交渉している場合のみカウント(実施していると)する。

※4 「総値引率」や「ベンチマークとして全国最低価格に相当する価格」を用いた交渉など、単品単価交渉と解釈できない交渉は除外すること。

※5 全品目もしくは単品ごとに総値引率を適用する場合。

アンケート調査表のイメージ

購入側（医療機関・保険薬局）へのアンケート

○ 一社流通（※）を行う医薬品メーカー・卸売販売業者からの情報提供の実施状況の確認

一社流通の理由について情報提供を求めたところ、適切な回答がなかった品目の名称を記載してください。規格、剤形の記載は不要です。	医薬品メーカー名 (①)	卸売販売業者名 (②)	情報提供を求めた先 (①か②を記載してください。)	どのような質問をしたのかを記載してください。	どのような回答があったのかを具体的に記載してください。

※ 医薬品メーカーが自社の医薬品を卸売業者1社または、同一グループに限定して流通させること（地域ごとに担当の卸売業者を1社決めて流通させている場合も該当する。）。